

第 3 号

令和2年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緑川第一発電所取水口スクリーン 更新工事	令和3年度	千円 459,800

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫